

行政評価（政策評価・施策評価）制度改正案

1 改正理由

平成19年3月に「宮城県総合計画（平成12年3月策定）」を廃止し、「宮城の将来ビジョン」を策定したことから、平成20年度以降の行政評価（政策評価・施策評価）は「宮城の将来ビジョン」の体系により行うこととなる。「宮城の将来ビジョン」はいわゆる「フルセット型」の計画から県の将来像と施策の方向性を定める「ビジョン型」の計画となったことから、評価の実効性を確保するため、政策評価・施策評価の基準や方法など、評価手法の見直しを行うものである。

2 改正内容

- (1) 政策評価及び施策評価の基準（行政活動の評価に関する条例施行規則第6条）の変更
- (2) 政策評価及び施策評価の方法（行政活動の評価に関する条例施行規則第7条）の変更

3 改正時期

平成20年4月1日